

墨田区特別職給料等及び政務調査費審議会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長及び副区長の給料、期末手当及び退職手当の額（以下「給料等の額」という。）について、次条第1項の規定による意見の求めに応じ審議するため、並びに墨田区議会（以下「区議会」という。）における各会派に対し交付する<u>政務活動費の額</u>（以下「<u>政務活動費の額</u>」という。）について、次条第2項の規定による意見を聴くため、区長の附属機関として<u>墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>（意見の聴取）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 区長は、<u>政務活動費の額</u>に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該<u>政務活動費の額</u>について審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは、給料等の額及び<u>政務活動費の額</u>について審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>（会長の選任及び権限）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 会長に<u>事故</u>あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>墨田区特別職給料等及び政務調査費審議会条例</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第1条 区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長及び副区長の給料、期末手当及び退職手当の額（以下「給料等の額」という。）について、次条第1項の規定による意見の求めに応じ審議するため、並びに墨田区議会（以下「区議会」という。）における各会派に対し交付する<u>政務調査費の額</u>（以下「<u>政務調査費の額</u>」という。）について、次条第2項の規定による意見を聞くため、区長の附属機関として<u>墨田区特別職給料等及び政務調査費審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 区長は、<u>政務調査費の額</u>に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該<u>政務調査費の額</u>について審議会の意見を聞くものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは、給料等の額及び<u>政務調査費の額</u>について審議会の意見を聞くことができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 会長に<u>事故</u>あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p>

付 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。